

石川県公報

平成 25 年 9 月 13 日
第 1 2 6 2 9 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (厚生政策課)	1
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1
○保安林の指定 (森林管理課)	2
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出 納 室)	2

公 告	
○平成25年度砂利採取業務主任者試験公告 (河 川 課)	3
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3

○都市計画の変更案の縦覧公告 (同)	3
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	3
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	4
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	4

公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	5

告 示

石川県告示第390号

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 25 年 9 月 13 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析装置 一式 借上げ
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県保健環境センター管理部総務課
金沢市太陽が丘 1 丁目 11 番地
- 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 29 日
- 落札者の名称及び所在地
N T T ファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
- 落札金額
26,422,200 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 25 年 7 月 19 日

石川県告示第391号

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 25 年 9 月 13 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
手術支援ロボット 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社アダチ
大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番10号
- 5 落札金額
399,350,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年7月2日

石川県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
七尾市中島町田岸子3から5まで、6の1から6の5まで、7、8、山崎町アキヒ谷6の甲9、輪島市門前町鬼屋ハ19、チ1の1から1の4まで、リ1から4まで、ヌ1、2、羽咋郡宝達志水町敷浪壺59の2、60の1、61の1、61の2、62の甲1から62の甲3まで、62の乙、ナ5、6、8から12まで、志賀町阿川弐壺1、入釜リ3、ヌ1、地保井1、鳳珠郡能登町字宇出津ワ字1の1、ヲ字1の3、山分井48の1、49
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

石川県告示第393号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成25年11月5日から施行する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行伏見台支店の項中「金沢市窪5丁目」を「金沢市久安2丁目」に改める。

公 告

平成25年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成25年11月8日（金）午前10時から正午まで

2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎3階 301会議室

3 出願に関する書類の受付期間

平成25年10月1日（火）から同月31日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画特定用途制限地域	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成25年9月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画区域区分	白山市横江町及び番匠町の各一部並びに野々市市徳用町及び郷町の各一部	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課
白山都市計画区域区分	白山市横江町及び番匠町の各一部並びに野々市市徳用町及び郷町の各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松都市計画特別用途地区	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画高度利用地区	〃
小松都市計画防火地域及び準防火地域	〃
小松都市計画市街地再開発促進区域	〃
小松都市計画地区計画 (月津・矢田地区)	〃
小松都市計画駐車場	〃
小松都市計画公園	〃
小松都市計画緑地	〃
小松都市計画下水道 (梯川処理区)	〃
小松都市計画下水道 (中央処理区)	〃
小松都市計画汚物処理場	〃
小松都市計画ごみ処理場	〃
小松都市計画市場	〃
小松都市計画火葬場	〃
小松都市計画土地区画整理事業	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
能美都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画特別用途地区	〃
能美都市計画準防火地域	〃
能美都市計画地区計画	〃
能美都市計画公園	〃
能美都市計画墓園	〃
能美都市計画下水道 (梯川処理区)	〃
能美都市計画下水道 (東部処理区)	〃
能美都市計画都市下水路	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能登町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能都都市計画臨港地区	石川県土木部都市計画課及び能登町建設課

公安委員会

石川県公安委員会告示第96号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表393の項を次のように改める。

393	野田町西交差点	金沢市野田町ム5番地4先 主要地方道金沢小松線と市道2級幹線373号石引野田線との交差点	H 19. 3. 16
-----	---------	-------------------------------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表302の項を次のように改める。

302	天狗橋詰交差点	白山市鶴来大国町ホ89番5先 国道157号（鶴来バイパス）と県道小松鶴来線との交差点	S 56. 11. 12
-----	---------	-----------------------------------------------	--------------

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	今浜 I C 交差点	羽咋郡宝達志水町今浜ソ220番地先 主要地方道金沢田鶴浜線と宝達志水町管理今浜 I C 取付道路との交差点	S 48. 7. 19
----	------------	----------------------------------------------------------	-------------

別表第2（一方通行の指定）金沢西警察署管内の表43の項を次のように改める。

43	市道押野15号八日市1丁目線11号、押野19号八日市2丁目線2号	金沢市八日市2丁目455番地先から 金沢市八日市4丁目320番地先まで	約500メートル	7:00から 9:00まで	自動車及び原動機付自転車	八日市1丁目方向から八日市5丁目方向に至る方向
----	----------------------------------	----------------------------------------	----------	------------------	--------------	-------------------------

別表第2（一方通行の指定）寺井警察署管内の表に次のように加える。

53	市道	能美市大浜井21番地1先から 能美市中町ナ41番地先まで	約40メートル	終日	車両	大浜町方向から大成町に至る方向
----	----	---------------------------------	---------	----	----	-----------------

別表第2（一方通行の指定）寺井警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	市道大成20号線	能美市大成町ル83番地2先から 能美市中町申62番地3先まで	約400メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	濁池踏切から駅裏ロータリーに至る方向
---	----------	-----------------------------------	----------	----	--------------	--------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表491、587、588、589、590、591、592、593の項を次のように改める。

491	市道押野15号八日市1丁目線11号	金沢市八日市1丁目178番地3先	押野3丁目方向から八日市1丁目交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
-----	-------------------	------------------	--------------------------	--------------	------------------

587	市道押野18号八日市4丁目線3号	金沢市八日市4丁目6番地1先	八日市3丁目方向から八日市1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
588	私道	金沢市八日市4丁目9番地1先	八日市3丁目方向から八日市1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
589	市道押野18号八日市4丁目線2号	金沢市八日市4丁目12番地17先	八日市3丁目方向から八日市1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
590	市道押野18号八日市4丁目線23号	金沢市八日市4丁目12番地3先	八日市3丁目方向から八日市1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
591	私道	金沢市八日市5丁目263番地2先	押野3丁目方向から八日市1丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
592	私道	金沢市八日市5丁目265番地先	押野3丁目方向から八日市1丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで
593	私道	金沢市八日市5丁目269番地4先	押野3丁目方向から八日市1丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで

別表第4（指定方向外進行禁止）大聖寺警察署管内の表274の項を次のように改める。

274	区道	加賀市箱宮町ヌ21番地先	小松市那谷町方向から国道8号箱宮高架橋方向への右折	車両	終日
-----	----	--------------	---------------------------	----	----

別表第4（指定方向外進行禁止）寺井警察署管内の表に次のように加える。

279	市道南中央線	能美市大浜町ナ45番地6先	大浜町方向から大成町方向への左折	車両	終日
-----	--------	---------------	------------------	----	----

別表第7（歩行者用道路）白山警察署管内の表27、28の項を次のように改める。

27	市道位川14号線、三納3号線	野々市市位川280番地先から野々市市位川298番地3先まで	約200メートル	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
28	市道三納3号線	野々市市三納3丁目9番地先から野々市市位川182番地先まで	約160メートル	7:00から 8:30まで (土、日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車

別表第10（普通自転車歩道通行可）珠洲警察署管内の表4の項を次のように改める。

4	国道249号、主要地方道大谷狼煙飯田線	珠洲市真浦町カ字12番地先から 珠洲市馬縹町6部84番地先まで	終日	約11,400 メートル
---	---------------------	------------------------------------	----	-----------------

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

229	市道額27号四十万南線11号、額32号四十万6丁目線10号	金沢市南四十万6丁目121番地先から 金沢市南四十万6丁目8番地先まで	約380 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を除く。）
-----	-------------------------------	----------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表51の項を次のように改める。

51	市道大成20号線	能美市大成町ル83番地2先から 能美市中町申62番地3先まで	約400 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を除く。）
----	----------	-----------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢東警察署管内の表2、3、9、10、11、12、15、16、17、19、20、21、23、26、27、31、32、34、36、38、39、41、43、44、45、46、47の項を次のように改める。

2	県道向粟崎安江町線	金沢市堀川町4番4号先から 金沢市堀川町4番1号先まで (堀川町中交差点方向から堀川町交差点に至る方向)	約50 メートル	3	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目、3番目の車両通行帯は右折
3	主要地方道金沢停車場線	金沢市本町2丁目17番24号先から 金沢市本町2丁目16番16号先まで (武蔵交差点から金沢駅前中央交差点に至る方向)	約80 メートル (ただし、1番目と2番目との車線境界線は約50メートル)	3	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目、3番目の車両通行帯は右折
9	県道金沢停車場南線	金沢市本町2丁目8番7号先から 金沢市本町2丁目7番5号先まで (金沢駅前中央交差点方向から六枚交差点に至る方向)	約65 メートル	3	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進及び左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折
10	市道1級幹線14号元町・東山線	金沢市東山3丁目5番7号先から 金沢市東山3丁目231番地1先まで (森山北交差点方向から東山交差点に至る方向)	約50 メートル	3	7:30から 9:00まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折

11	市道 1 級幹線14号元町・東山線	金沢市東山 3 丁目 5 番 7 号先から 金沢市東山 3 丁目 231 番地 1 先まで (森山北交差点方向から東山交差点 に至る方向)	約50 メートル	3	0:00 から 7:30 まで、 9:00 から 24:00 まで (土、日、 休日を除 く。)土、 日、休日 は終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進及び右折、3 番目の車両通行帯 は右折
12	主要地方道金沢 停車場線	金沢市本町 1 丁目 113 番地先から 金沢市本町 1 丁目 1 番 20 号先まで (別院通り口交差点方向から白銀交 差点に至る方向)	約40 メートル	3	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進、3 番目の車 両通行帯は右折
15	国道 8 号 (田中 高架橋下)	金沢市田中町は 59 番地 1 先から 金沢市田中町は 52 番地 1 先まで (山側から海側に至る方向) (城北運動公園前交差点方向から田 中交差点に至る方向)	約35 メートル	3	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は直進、2 番目の車両通行帯 は直進、右折、3 番 目の車両通行帯は 右折
16	市道 1 級幹線 109号金沢駅西 通り線	金沢市昭和町16番地 1 号先から 金沢市昭和町16番地 1 号先まで (広岡中交差点方向から本町 2 丁目 交差点に至る方向)	約30 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は左折及び直進、3 番目と 4 番目の車 両通行帯は右折
17	主要地方道金沢 田鶴浜線	金沢市広岡 3 丁目 1 番 1 号先から 金沢市広岡 3 丁目 1 番 1 号先まで (駅西本町 1 丁目交差点から広岡交 差点に至る方向)	約60 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進、3 番目及び 4 番目の車両通行 帯は右折

19	主要地方道金沢港線	金沢市中橋町 5 番 17 号先から 金沢市中橋 7 番 10 号先まで (六枚交差点方向から中橋交差点方向に至る方向)	約 60 メートル (ただし、 3 番目と 4 番目との車 線境界線は 約 30 メートル)	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は直進・左 折、2 番目の車両通 行帯は直進、3・4 番目の車両通行帯 は右折
20	市道 1 級幹線 12 号北間・中橋線	金沢市北安江 3 丁目 14 番 26 号先から 金沢市北安江 3 丁目 14 番 15 号先まで (広岡交差点方向から北安江町交差 点に至る方向)	約 70 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目及び 3 番目の 車両通行帯は直進、 4 番目の車両通行 帯は右折
21	県道向粟崎安江 町線	金沢市乙丸町甲 2 番地先から 金沢市乙丸町甲 112 番地先まで (浅野本町交差点方向から乙丸町交 差点に至る方向)	約 50 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折及 び直進、2 番目の車 両通行帯は右折
23	市道 1 級幹線 10 号武蔵森山線	金沢市森山 2 丁目 22 番 2 号先から 金沢市森山 2 丁目 26 番 11 号先まで (山の上交差点方向から森山北交差 点方向に至る方向)	約 50 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折及 び直進、2 番目の車 両通行帯は右折
26	国道 8 号田中高 架橋海側側道	金沢市田中町は 54 番地 1 先から 金沢市田中町は 52 番地 1 先まで (諸江交差点方向から田中交差点に 至る方向)	約 50 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、直 進及び右折、2 番目 の車両通行帯は右 折
27	主要地方道金沢 港線	金沢市昭和町 11 番 7 号先から 金沢市昭和町 11 番 1 号先まで (中橋交差点方向から六枚交差点に 至る方向)	約 50 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目と 3 番目の車 両通行帯は直進、4 番目の車両通行帯 は右折
31	市道広岡 1 丁目 線 2 号	金沢市広岡 1 丁目 115 番地先から 金沢市広岡 1 丁目 115 番地先まで (金沢駅西広場方向から広岡交差点 に至る方向)	約 30 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は左折・直進、3 番 目の車両通行帯は 直進、4 番目の車両 通行帯は右折

32	市道 1 級幹線 122号、金沢駅 東通り線	金沢市堀川新町 5 番 1 号先から 金沢市堀川新町 5 番 1 号先まで (堀川町西交差点方向から堀川町中 交差点に至る方向)	約30 メートル	3	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目、3 番目の車両 通行帯は右折
34	県道森本津幡線	金沢市観法寺町い16番 1 先から 金沢市梅田町イ39番地 1 先まで (観法寺交差点方向から梅田イン ター口交差点に至る方向)	約30 メートル	3	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進、3 番目の車 両通行帯は右折
36	市道準幹線529 号福久千木線	金沢市千木 1 丁目 8 番地先から 金沢市千木 1 丁目 7 番地先まで (正田町交差点方向から千木 1 丁目 交差点に至る方向)	約40 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目、2 番 目の車両通行帯は 左折
38	県道東金沢停車 場線	金沢市小坂町中36番地 3 先から 金沢市小坂町中60番地先まで (小坂町西交差点方向から小坂町交 差点に至る方向)	約30 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は自転車 専用通行帯、2 番目 の車両通行帯は左 折、3 番目の車両通 行帯は直進、4 番目 の車両通行帯は右 折
39	国道 8 号	金沢市福久東 1 丁目23番地 2 先から 金沢市福久東 1 丁目23番地 1 先まで 『福久交差点』 (福久東交差点方向から福久交差点 に至る方向)	約45 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目・3 番目の車両 通行帯は直進、4 番 目の車両通行帯は 右折
41	国道 8 号	金沢市福久町ハ34番地 2 先から 金沢市福久町ハ31番地先まで 『福久東交差点』 (福久交差点方向から福久東交差点 に至る方向)	約60 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は左折、2 番目・3 番目の車両 通行帯は直進、4 番 目の車両通行帯は 右折
43	県道東金沢停車 場線	金沢市小坂町西77番地 3 先から 金沢市小坂町西81番地 1 先まで (小坂町西交差点方向から東金沢駅 口交差点に至る方向)	約30 メートル	4	終日	道路の左側端から 数えて 1 番目の車 両通行帯は自転車 専用通行帯、2 番目 の車両通行帯は左 折、3 番目の車両通 行帯は直進、4 番目 の車両通行帯は右 折

44	市道小坂22号神谷内町線	金沢市神谷内町ト5番地2先から 金沢市神谷内町ト5番地2先まで (柳橋町方向から神谷内本町交差点 に至る方向)	約8 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて1番目の車 両通行帯は直進・右 折、2番目の車両通 行帯は右折
45	県道金沢停車場北線	金沢市鳴和1丁目1番10号先から 金沢市鳴和1丁目1番1号先まで (浅野本町交差点方向から鳴和交差 点に至る方向)	約30 メートル	3	終日	道路の左側端から 数えて1番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進、3番目の車 両通行帯は右折
46	国道159号	金沢市東長江町い42番地1先から 金沢市東長江町い42番地1先まで (卯辰トンネル方向から東長江交差 点に至る方向)	約30 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて1番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進及び右折
47	国道159号	金沢市東長江町い36番地先から 金沢市東長江町い36番地先まで (御所トンネル方向から東長江交差 点に至る方向)	約25 メートル	2	終日	道路の左側端から 数えて1番目の車 両通行帯は左折、2 番目の車両通行帯 は直進及び右折

別表第20（停止禁止部分の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

35	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市石引1丁目4番1号先 (道路標示等により表示する部分)			終日	車両
----	--------------	-----------------------------------	--	--	----	----

別表第3（踏切道の通行禁止）津幡警察署管内の表8の項を次のように改める。

8		削	除
---	--	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表510、511、512、513の項を次のように改める。

510		削	除
511		削	除
512		削	除
513		削	除

別表第7（歩行者用道路）白山警察署管内の表53の項を次のように改める。

53		削	除
----	--	---	---

別表第10（普通自転車歩道通行可）珠洲警察署管内の表24の項を次のように改める。

24		削	除
----	--	---	---

